

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

交際費対策をしよう①

Q: 法人税の改正により損金算入限度額でも交際費の10%が課税されてしまいます。何かよい対策はありませんか。

A: 損金算入にならないから交際費を使わずにおこうと思っても、商売の都合上どうしても必要なことも多いでしょう。交際費をけちったばかりに売上げが落ち込んでしまったということもあります。

そこで、法人税等の負担 > 個人の所得税等の負担となっている場合には、交際費は役員報酬(給与)として支給し、交際費はこの中から支払うようにします。

会社は定期的に定額の役員報酬を支給することで損金に算入できますし、役員の方も、交際費は今後は個人で支払うことになりますが、そのお金は会社から報酬に加算して支給されていますし、所得税等の負担分も含めて報酬として支給されれば、実質的には損にはなりません。

収入が多い役員には利用できませんので、比較的収入の少ない役員を対象にするとか、管理職(課長・部長等)の社員も対象に含める方法もできます。

また、渡し切り交際費についても、その用途の報告を受けると、交際費として経理しなければならなりません。定期的に支給し用途の報告を受けなければ役員報酬や(従業員の場合は)給与として取り扱われ損金に算入されます。

